

トリプルセットポイントで割引規約（東電ガス for au） 新旧対照表 [2020年4月1日実施]

[旧] 改定前	[新] 改定後
<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下 KDDI と併せて「当社」といいます。）はこのトリプルセットポイントで割引規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、トリプルセットポイントで割引（以下「本施策」といいます。）を実施します。</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、au でんき需給約款、au でんき供給約款（関西電力・KDDI）、au でんき供給約款（中国電力・KDDI）、au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）、au でんき供給約款（中部電力・KDDI）、au でんき供給約款（東京電力・KDDI）及びau でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）（以下併せて「au でんき約款」といいます。）、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電EP」といいます。）の定めるガス需給約款及び東電ガストくとくガスプラン for au（主契約料金表）並びに当社の定めるau（LTE）通信サービス契約約款、au（WIN）通信サービス契約約款、及び東電ガストくとくガスプラン for au 立替払いサービス請求規約（以下「立替払いサービス請求規約」といいます。）によります。</p> <p>3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本施策の実施に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更<sup>は</sup>、変更後の本規約を当社の指定するWEBサイトに掲載することにより行います。</p> <p>4 本規約本文のほか、当社が定める本規約に関する諸規程（当社が別に当社の指定するWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下、「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。</p> <p>5 本規約と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>	<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下 KDDI と併せて「当社」といいます。）はこのトリプルセットポイントで割引規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、トリプルセットポイントで割引（以下「本施策」といいます。）を実施します。</p> <p>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、au でんき需給約款、au でんき供給約款（関西電力・KDDI）、au でんき供給約款（中国電力・KDDI）、au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）、au でんき供給約款（中部電力・KDDI）、au でんき供給約款（東京電力・KDDI）及びau でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）（以下併せて「au でんき約款」といいます。）、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電EP」といいます。）の定めるガス需給約款及び東電ガストくとくガスプラン for au（主契約料金表）並びに当社の定めるau（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款、au（WIN）通信サービス契約約款、及び東電ガストくとくガスプラン for au 立替払いサービス請求規約（以下「立替払いサービス請求規約」といいます。）、並びに当社のポイントプログラム利用規約（以下「ポイント規約」といいます。）及び KDDI のID 利用規約（以下、総称して「関連規程」といいます。）によります。</p> <p>3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本施策の実施に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、当社は、本規約の変更<sup>を</sup>、変更後の本規約及びその効力発生時期を当社の指定するWEBサイトに掲載して周知することにより行い、当該変更<sup>は、当該効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。</sup></p> <p>4 本規約本文のほか、関連規程及び当社が定める本規約に関する諸規程（当社が別に当社の指定するWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下、「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。</p> <p>5 本規約と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>

[旧] 改定前	[新] 改定後
<p>第2条（本施策の内容）</p> <p>本施策は、東電ガスとくとくガスプラン for au サービス（東電 E P の定める「ガス需給約款」及び「東電ガスとくとくガスプラン for au（主契約料金表）」に基づき、当社の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の当社による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。）の契約者（以下「ガスサービス契約者」といいます。）に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、au でんきサービス（au でんき約款に基づき、当社の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）もご利用の場合に、au サービス（当社の提供する au（LTE）通信サービス及び au（WIN）通信サービスをいいます。以下同じとします。）の利用状況等に応じ、当社が、本規約及び「<b>ポイントプログラム利用規約</b>」に定めるところに従い、WALLET ポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与することをその内容とします。</p>	<p>第2条（本施策の内容）</p> <p>本施策は、東電ガスとくとくガスプラン for au サービス（東電 E P の定める「ガス需給約款」及び「東電ガスとくとくガスプラン for au（主契約料金表）」に基づき、当社の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の当社による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。）の契約者（以下「ガスサービス契約者」といいます。）に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、au でんきサービス（au でんき約款に基づき、当社の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）もご利用の場合に、au サービス（当社の提供する <b>au（5G）通信サービス</b>、au（LTE）通信サービス及び au（WIN）通信サービスをいいます。以下同じとします。）の利用状況等に応じ、当社が、本規約及び<b>ポイント規約</b>に定めるところに従い、WALLET ポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与することをその内容とします。</p>
<p>附則</p> <p>1. 実施期日 本規約は、<b>2019年11月19日</b>から実施します。</p>	<p>附則</p> <p>実施期日 本規約は、<b>2020年4月1日</b>から実施します。</p>